

監査時に指摘が多い項目（会計経理）

①	内容
指摘項目	経理規程について
指摘内容	<p>1 「現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し」とあるが、毎日は実施されていなかった。</p> <p>2 「毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認し固定資産現在高報告書を作成し、これを会計責任者に提出しなければならない」とあり、また同条第2項では「会計責任者は、前項の固定資産現在高報告書と固定資産管理台帳を照合し、必要な記録の修正を行うとともに、その結果を理事長に報告しなければならない」とあるが固定資産現在高報告書が作成されておらず、報告が行われていなかった。</p>
根拠法令等	<p>[社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について社援基発0331第2号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項1－（4）]</p> <p>[社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅢ－3－（2）－1]</p>

②	内容
指摘項目	契約について
指摘内容	<p>1 100万円を超える契約については、契約書を徴すること。</p> <p>2 100万円以下の契約について、契約書の作成を省略する場合には、特に軽微なものを除き請書を徴すること。</p> <p>3 価格による随意契約は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較すること。また、3社以上の見積もりを徴せない場合は、理由書を作成すること。</p>
根拠法令等	<p>[経理規程]</p> <p>[社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて社援基発0329第1号1－（4）]</p> <p>[社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅢ－3－（2）－1]</p>

③	内容
指摘項目	附属明細書について
指摘内容	<p>1 作成すべき附属明細書が作成されていない。</p> <p>2 附属明細書と計算書類の数字が一致していない。</p>
根拠法令等	<p>[社会福祉法人会計基準第30条第1項、第2項]</p> <p>[社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅢ－3－（5）－2]</p>

監査時に指摘が多い項目（会計経理）

④	内容
指摘項目	注記について
指摘内容	<p>1 法人で採用する退職給付制度の注記について、福祉医療機構の退職金制度を利用しているにもかかわらず、注記に記載が無かったため記載すること。</p> <p>2 「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」の記載が漏れているため、次年度以降は漏れなく記載すること。</p> <p>3 「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の「器具及び備品」の当期末残高が計算書類と一致していなかった。</p> <p>4 「担保に供している資産」に借入の担保に供している土地及び建物の簿価が記載されているが、記載すべき建物の一部が集計されていなかったため、担保状況の確認を行い、適正に記載すること。 など</p>
根拠法令等	<p>[社会福祉法人会計基準第29条第1項]</p> <p>[社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて社援発0331第39号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い25、別紙1]</p> <p>[社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅢ-3-(5)-1]</p>

⑤	内容
指摘項目	賞与引当金について
指摘内容	職員に対し毎年賞与が支給されているが、賞与引当金が計上されていなかった。
根拠法令等	<p>[社会福祉法人会計基準第5条第2項]</p> <p>[社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて社援発0331第39号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い18-(2)、(3)]</p> <p>[社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について社援基発0331第2号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項18-(2)]</p> <p>[社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅢ-3-(3)-3]</p>

⑥	内容
指摘項目	補正予算について
指摘内容	<p>年度途中で当初予算と実態に乖離等が見込まれる場合、速やかに補正予算を編成し、理事会の承認を得ること。</p> <p>※定款で評議員会での承認を必要としている場合は、評議員会の承認が必要。</p>
根拠法令等	<p>[社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について社援基発0331第2号（別紙）社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項2-(2)]</p> <p>[社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅢ-3-(3)-3]</p>